

平成 27 年度事業計画書

(平成 27 . 4 ~ 平成 28 . 3)

一般財団法人 福島県相双沿岸漁業調整基金

1 . 基本方針

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により、本県の水産業界は壊滅的な被害を被った。

厳しい環境下にある本県水産業であるが、漁業の早期再開、水産関連施設の復旧・復興を推進し、相双地区の沿岸漁業の一層の振興を図るとともに、電源開発をはじめとする他産業の開発と時代の要請に対応した漁業との調整を図るため、沿岸漁場整備開発及び漁業経営安定化の諸施策を行う。

また、水産関連 3 財団との早期合併を推進し、事業の効率化により安定的な本県水産業の振興発展に寄与する。

2 . 事業計画

(1) 漁業振興対策事業

浅海増殖対策事業

浅海増殖のため、ホッキ、アワビ、ウニの種苗放流経費の直接助成を行う。

資源増殖に関する研究事業費

相双地区の沿岸漁場の実態に即した資源増殖方法を確立するため、先進地の調査視察を実施して資料収集を行う。

(2) 操業安全対策事業

海難等事故防止対策事業

海難等事故防止を一層図るため、普及啓発事業を行う。

漁業被害救済事業

漁船の衝突事故等の漁業被害者に対し、見舞金等を支払う。

(3) 漁協経営安定化対策事業

経営資金貸出支援事業

漁協経営および漁業経営に必要な資金を県信漁連から漁協を単位として貸付けるため、原資となる資金を県信漁連に預託する。

(4) 広報事業

沿岸漁業と臨海部開発事業との調整ならびに沿岸漁業振興のための諸対策に関する事例等について普及啓発事業を行う。

(5) 水産業関連施設・設備等復旧助成事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた市場等の共同利用施設の早期復旧を図るため、相馬双葉地区内の組合が福島県の補助事業を活用する場合、機能回復に必要な施設、機器等の整備に対する組合負担分の助成を行う。